

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案に関する御意見の募集の結果について

令和7年1月29日
厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について、令和6年10月1日（火）から同年10月30日（水）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>(1) に列挙されている政令について、具体的な改正内容が明示されていないため、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第2項「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のもの」とはいえない。行政手続法違反といわなければならない。再度意見募集を行わなければならない。</p> <p>また、根拠法令条項にある国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第5条の2第2項第7号及び第7条の2第1項は本件政令案の整備内容との関連性が明示されていない。</p>	<p>(1) に列挙した政令は、案に記載のとおり、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）の解散及び国立感染症研究所（以下「感染研」という。）の廃止並びに国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）の創設をそれぞれの政令の規定に反映するものであり、改正内容を適切に記載しています。</p> <p>御指摘の国家公務員退職手当法第5条の2第2項第7号及び第7条の2第1項は、退職手当の基準となる国家公務員の在職期間について、出向先での勤務の取り扱いを規定しているもので、NCGM 職員・感染研職員から機構職員となった場合の取扱い等を手当するものです。</p>